



山形県公報

平成28年7月8日(金)
第2761号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) …779
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …780
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …781
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) …同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) …782
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) …同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) …同

公 告

- 平成28年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用対策課) …同
- 一般競争入札の公告……………(建築住宅課) …783
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) …788
- 同……………(同) …789
- 同……………(警察本部) …同
- 公示送達……………(収用委員会) …790

告 示

山形県告示第666号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
674	シロウト人妻何でもシテあげる	51557-13	株式会社メディアックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
675	みるきい・りっぷ	53454-50	株式会社コアマガジン	
676	若殿はつらいよ!大波瀾!東海道編	57969-41	株式会社ぶんか社	
677	あの娘は白衣のマーメイド♥	57635-72	株式会社竹書房	

678	ウルTRASーパー乙女タイム	53454-40	株式会社コアマガジン	
679	お外d eぶれい♥恥じらい美女	57635-71	株式会社竹書房	
680	月刊劇漫スペシャル2016 7月号	13545-7	株式会社竹書房	
681	実話ナックルズ 6月号	04877-6	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
682	レベル9 VOL.19	68516-15	ミリオン出版株式会社	

山形県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
山形調剤薬局	山形市春日町2番29号	平成28. 4. 30
ウエルシア薬局 寒河江栄町店	寒河江市栄町9番36号	同 5. 1
えだまつ歯科口腔外科クリニック	東根市神町北五丁目5番17号	同

山形県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
山形調剤薬局	山形市春日町2番29号	平成28. 4. 29

山形県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ゆめ咲薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市みどり町29番22-1号	平成28. 5. 23
ソーレ吉原	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	山形市若宮二丁目8番3号	同 6. 15

山形県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスママ家別館	地域密着型通所介護 介護予防通所介護	鶴岡市中田字追分60番地	平成28. 4. 30

山形県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
瀧 本 宜 久	たきもと整骨院	山形市末広町6番7号	平成28. 6. 10

山形県告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第164号
- 2 指定の場所 東根市小林二丁目7642-1の一部、7642-2の一部、6828-3の一部及び6826の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 58.93メートル
- 4 指定年月日 平成28年6月30日

山形県告示第673号

次の開発行為は、完了した。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成28年3月2日 指令村総建第169号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市神町東一丁目101番59、101番60の一部、9089番36、9089番37の一部、9089番39、9089番41、9089番36地先及び神町東二丁目9089番286

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市神町北五丁目3番24号

有限会社ラディッツ 代表取締役 矢萩 賢一

山形県告示第674号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	廃止年月日
株式会社山本商会本店 代表取締役 山本 昌平	天童市本町一丁目4番30号	同 左	平成28. 6. 30

山形県告示第675号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「東京都中央区京橋二丁目5番16号」 を 「東京都中央区京橋二丁目2番8号」 に改める。

附 則

この規程は、平成28年7月19日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成28年9月16日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成28年8月15日（月）から同月26日（金）までの間に商工労働観光部雇用対策課技能五輪・アビリンピック推進室（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月15日（月）から同月26日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課技能五輪・アビリンピック推進室（電話023(630)2303）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

(1) 入札書の受付期間 平成28年8月30日（火）から同年9月1日（木）まで

(2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札への参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を平成28年9月1日（木）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(5) 開札の日時 平成28年9月2日（金）午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 山形市双葉町地内

(3) 工事の概要 建築一式工事

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造
地上5階地下1階建て、延べ床面積15,796.28平方メートル

(4) 工 期 平成31年3月29日（金）まで

(5) 予 定 価 格 5,996,985,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(6) そ の 他 この入札は、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱による。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 平成28年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年5月27日付け県公報第2749号）により公示された資格を有する者3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。

- (3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
 - ロ 出資比率は、3者の場合にあっては20パーセント以上、4者の場合にあっては15パーセント以上であること。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格者として掲載されていること。
 - ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
 - チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
 - ロ 平成13年4月以降において、国、地方公共団体、公社又は公団等（以下「国等」という。）が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。
 - ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。
 - (イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
 - (ハ) 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、ロの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。
 - ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、建築一式工事について、1,020点以上であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

- ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - (イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
 - (ハ) 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、イの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。
- ハ 総合評定値が、建築一式工事について、850点以上であること。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

対象工事は、山形駅西口に本県の優れた文化と産業を総合的に発信・体感できる機能を有するやまがた創生地域活性化拠点施設を新築する工事である。鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造地上5階地下1階建て延べ床面積15,796.28平方メートルを新築する。

本計画建築物は、鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造の大規模かつ大空間のホールを有する建築物であり、長寿命化を図る上でも構造体の品質確保は大きな課題であるとともに、ホールの防音・音響性能の確保も重要である。このことから、コンクリート及び防音・音響関連工事の品質管理の技術的配慮が必要である。

また、工事箇所は山形駅の西口に位置し、線路に近接する特徴的な場所である。さらに、市の文化施設「山形テルサ」に隣接し、周辺にはマンション、中学校、ビジネスホテル、商業施設等が集積する市街地である。このため、工事箇所周辺の生活環境及び周辺住民、通勤通学者等の安全対策並びに当該施設の建設工事に対する理解の促進が併せて必要となる。

以上のように、対象工事は技術的課題があり、技術的工夫の余地が大きく、かつ、特別な施工技術を要する工事であることから、対象工事特有の技術的課題の解決に資する技術提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

イ 技術提案に関する評価

(イ) 評価項目

評価項目は次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を、中欄に掲げる提案項目ごとに求めるものとする。

評価項目	提案項目	配点	加算点
① 工事目的物の性能・機能	大規模かつ大空間のホールを有する公共建築物であり、長寿命化が求められる建築物であるため、これらについてのコンクリートの品質管理に関する具体的な対策を求める。 また、ホールの防音・音響性能については特に配慮が必要である。所定の防音・音響性能が得られるよう、建築工事施工者が中心となって別途工事も含めて調整を行うと特記仕様書に記載されていることを踏まえて、防音・音響関連工事の品質管理に関する具体的な方法を併せて求める。 これらについて、「密実なコンクリートの打設方法」を1項目、「コンクリートのひび割れの抑制対策」を1項目、「別途工事も含めて所定の防音性能（室内許容騒音、室間遮音性能及び建具遮音性能）を確保するための方法」を1項目、「別途工事も含めて所定の音響性能（残響時間及びエコータイムパターン）を確保するための方法」を1項目とする合計4項目について提案を求める。	20	

<p>② 安全対策及び環境対策</p>	<p>周辺住民や往来者等の安全を確保するため、近隣の交通状況、隣接施設でのイベント等も踏まえた具体的な安全対策を求める。 また、山形駅、マンション、学校、ホテル等が集積する工事箇所の特異性に配慮する必要があるため、騒音・振動の防止・低減等に関する具体的な対策を併せて求める。 これらについて、「工事車両の通行経路」を1項目、「現場内における騒音・振動の防止策又は低減策」を1項目、その他周辺住民等の安全又は周辺環境についての具体的な対策に関する提案を3項目（項目名は、入札への参加を希望する者が設定すること。）とする合計5項目について提案を求める。</p>	<p>10</p>	<p>(ハ)の評価基準による</p>
<p>③ 工事についての効果的な広報</p>	<p>交通機関の要で来県者への顔となる山形駅に近接する工事箇所であり、対象工事は社会的な関心が高く、工事に関する情報を広く発信するための効果的な広報について提案を求める。 また、周辺住民等の理解を得ながら工事を円滑に進めるための具体的方策の提案を併せて求める。 これらについて、「工事の進捗状況の効果的な広報の方法」を1項目、「周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法」を1項目、その他工事についての効果的な広報又は周辺住民等の理解を得ながら工事を円滑に進めるための具体的な方策に関する提案を1項目（項目名は、入札への参加を希望する者が設定すること。）とする合計3項目について提案を求める。</p>	<p>6</p>	

備考 次の各号に該当する場合、当該評価項目についての評価点は0点とする。

(1) 評価項目の①において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数が4項目を超えるとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
 - (a) 密実なコンクリートの打設方法
 - (b) コンクリートのひび割れの抑制対策
 - (c) 別途工事も含めて所定の防音性能（室内許容騒音、室間遮音性能及び建具遮音性能）を確保するための方法
 - (d) 別途工事も含めて所定の音響性能（残響時間及びエコータイムパターン）を確保するための方法

(2) 評価項目の②において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数が5項目を超えるとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
 - (a) 工事車両の通行経路
 - (b) 現場内における騒音・振動の防止策又は低減策

(3) 評価項目の③において、次のいずれかに該当する場合

- a 提案項目数が3項目を超えるとき。
- b 次の必須提案項目に係る提案がないとき。
 - (a) 工事の進捗状況の効果的な広報の方法
 - (b) 周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法

(ロ) 要求要件

技術提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）を満たすものであること。

- a 関係法令を遵守すること。
- b 設計図書に定められた施工方法及び品質管理方法を満たしていること。

(ハ) 評価基準

- a 標準点
要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。
- b 加算点

イ(イ)の評価項目の①から③までごとに評価を行い、加算点（最大36点）を与える。なお、技術提案に関する評価方法は、入札説明書による。

ロ 評価値の算出式

入札価格、技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係るイ(ハ) a の標準点（100点）、イ(ハ) b の加算点（最大36点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）（15点）の合計を当該入札者の入札価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値（ただし、10の(4)により山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用することにより、入札価格が低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、イ(ハ) a の標準点及びイ(ハ) b の加算点の合計を調査基準価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術提案書を提出しない者、指定された評価項目の記載をしない者及び虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案について、要求要件の全てを満たしていること。

ハ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部署

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当

電話番号023(630)2763

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、5に掲げる場所に持参するものとする。

イ 申請書

ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体の協定書の写し

ヘ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

ト 技術提案書（VE提案書）

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 平成28年7月8日（金）から同月27日（水）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時までとする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果及び技術提案書の採否は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。）に建築一式工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を経た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を経るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (10) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction of a new building : Yamagata Station West Central Facility (name not final)
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00P.M. July 27, 2016
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. September 1, 2016
- (4) Contact point for the notice: Prefectural Facility Building and Repairs Office, Construction and Housing Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2763

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車（最大除雪幅2.6メートル、スイングオーガ装置付き） 1台
- (2) ロータリ除雪車（最大除雪幅2.6メートル） 2台
- (3) 除雪ドーザ14トン級 3台
- (4) 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 1台
- (5) 除雪ドーザ11トン級 2台
- (6) 凍結防止剤散布車 5台
- (7) 小形除雪車1.3メートル級 3台
- (8) 小形除雪車1.0メートル級 3台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

3 落札者を決定した日 平成28年5月23日

4 落札者の名称及び所在地

1 の(1)から(8)までごとに次のとおり

- (1) 日立建機日本株式会社新庄営業所 新庄市大字福田字福田山711番69号
- (2) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (3) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (4) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (5) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (6) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- (7) 日立建機日本株式会社新庄営業所 新庄市大字福田字福田山711番69号
- (8) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

5 落札金額

1 の(1)から(8)までごとに次のとおり

- (1) 47,304,000円
- (2) 65,124,000円
- (3) 43,048,800円
- (4) 14,904,000円
- (5) 25,164,000円
- (6) 81,540,000円
- (7) 39,852,000円
- (8) 21,060,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年4月12日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車 1台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

3 落札者を決定した日 平成28年5月25日

4 落札者の名称及び所在地

昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

5 落札金額 48,382,920円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年4月15日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量

交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部交通規制課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成28年6月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 5 落札金額 2,770,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年5月10日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成28年7月8日

山 形 県 収 用 委 員 会

会 長 浜 田 敏

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年7月25日の経過をもって通知があったものとみなされる。

1 事件名

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

2 通知すべき書類の名称

平成28年6月28日付けで裁決した裁決書の正本

3 通知を受けるべき者

南陽市小岩沢字水上1444番2の土地所有者

長谷部 豊子 住所不明 ただし、戸籍附票上の住所

上山市金谷字藤木304番地4 吉田アパート

金 菊子 住所不明

姜 凡錫 住所不明

姜 チュリ 住所不明